### 令和6年度(2024年度) 熊本県育英資金貸与予約者募集のお知らせ

熊本県では、向学心に富む学生又は生徒で、経済的理由により修学困難な方に対し、学 資を貸与して教育の機会均等を図り、将来社会に貢献し得る人材を育成することを目的と して、奨学金制度を設けています。

令和6年度(2024年度)に高校等へ入学予定の中学生を対象として育英資金の貸与 予約者を下記のとおり募集します。

申請を希望される方は、学校から募集のしおり等の関係書類を配布しますので、在籍する中学校の奨学金担当者へご連絡をお願いします。

- 育英資金は、貸与されるものであり、必ず返還が必要です。
- 返還金は、再び後輩の育英資金として活用されています。

### 1 対象者

次の①~④のいずれにも該当する方が対象です。

- ① 生計の主たる維持者が熊本県内に居住していること。
- ② 勉学に意欲があると認められること。
- ③ 学資の支弁が困難であると認められること。
- ④ 貸与した育英資金の返還が確実であると認められること。
- ※詳細については、配布される募集のしおりをご覧ください。

### 2 貸与金額(月額)

各区分の金額のうち1つを選択していただきます。

区 分		金額	
国公立	自宅	18,000円、13,000円、8,000円	
	自宅外	23,000円、18,000円、13,000円	
私立	自 宅	30,000円、20,000円、10,000円	
	自宅外	35,000円、25,000円、15,000円	

#### 3 提出期限・提出先

学校から配布される募集のしおりをよく読み、必要書類を期限までに在籍する中学校 へ提出してください。

提	出期	限	R5 年 7月 14日(金)		
提	出	先	宇士中学校 奨学金係(石川)		
連	絡	先	0964 - 22 - 0043		

※申請を希望される方はる月23日(金)までに、担任、又は係までご連絡下さい。 詳い資料及び申請書類をお渡しします。

## 高校生等への教育費の支援について

〇高校等への進学を望む生徒が、お金の不安なく学べるように、高校生等のいる世帯の教育費(授業料や教科書代、PTA費等)を支援する制度 (就学支援金、奨学のための給付金、育英資金)が設けられています。

○これらの支援を受けるには、申請が必要です。制度の違いを理解していただき、生徒が安心して学べるように活用してください。

	就学支援金	<b>奨学のための紹行</b> 金	育英資金(獎学金)
内 容	授業料に充てるため毎月定額を支給 ※学校設置者が生徒に代わり受け取り、授業料に充てる ため、生徒本人が直接受け取るものではありません。	授業料以外の教育費 (教科書・PTA費等) に充てるため年に1回定額を給付 ※新入生で一部早期給付を希望する場合は年に2回給付。 ※指定された口座へ直接給付されます。	教育費に充てるための資金として 毎月定額を <b>貸与</b> ※生徒名義の口座へ貸与されます。
返済の義務	<u>なし</u>	<u>なし</u>	<u> </u>
世帯の所得の制限	(市町村民税の)課税標準額×6% -(市町村民税の)調整控除額で判断	道府県民税・市町村民税所得割額の合算額 で判断 ※詳しくは裏面をご確認ください。	所得額で判断
	保護者(親権者)全員の合算額 304,200 円未満 【4人世帯の目安】年収約910万円未満 ※「年収目安」は、両親・高校生・中学生の4人家族で、 両親の一方が働いている場合の目安です。家族の人数や 年齢、働いている人の人数等により、異なりますのでご 注意ください。	保護者 (親権者) 全員の合算額  非課税 (0円)  【4人世帯の目安】年収約 270 万円未満 ※「年収目安」は、両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合の目安です。家族の人数や年齢、働いている人の人数等により、異なりますのでご注意ください。	世帯全員の合計所得額が 生活保護基準の2倍以内 【4人世帯の目安】 所得約422~481万円以内 ※家族の人数や年齢、働いている人の人数・地域により異なります。
支給額 (年額)	118,800 円 (月額9,900 円) ※定時制、通信制は、支給額が異なります。 ※私立は、所得に応じて支給額が異なります。	国公立 32,300 円~143,700 円 私 立 52,600 円~152,000 円 ※世帯状況及び課程で支給額が異なります。	96,000 円~216,000 円 (月額 8,000 円~18,000 円) ※学校区分、通学区分により貸与額が異なります。
申請の時期	4月の入学時 6月~7月頃	7月頃 ※新入生で一部早期給付を希望する場合は5月頃	6月頃(在学募集) 9月頃(予約募集)※中学3年生が対象

<sup>※</sup> 令和5年(2023年)2月時点 変更となる場合があります。

# 道府県民税・市町村民税所得割額の確認方法について

### 1 道府県民税・市町村民税所得割額とは

道府県民税・市町村民税の税額のうち、1年間の所得に応じて決まる税額のことをいいます。

道府県民税・市町村民税所得割額は、市町村役場が発行する①課税証明書や、会社等にお勤めの方は②特別徴収税額の変更・決定通知書 (毎年6月頃に職場で配布)、自営業、農林水産業等の方は③納税通知書(市町村から郵送)でも確認できます。

所得割額

均 等 割 額

税額控除前所得割額④

税額控除額⑤

得 割 額

3 500

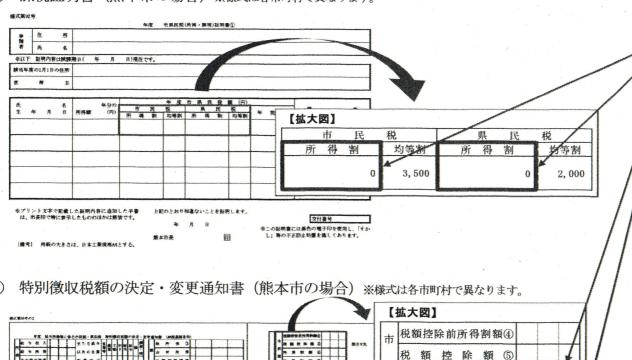
2 000

### 2 道府県民税・市町村民税所得割額の確認方法

① 課税証明書 (熊本市の場合) ※様式は各市町村で異なります。

\*\*\*

株式等の器器



ここに記載された金額を確認してください。

※親権者が2名の場合、合計額となります。 ※均等割額は含めません。

道府県民税・市町村民税所得割の 合算額が

0円の場合

就学支援金及び 奨学のための給付金の対象

となります。

※家計急変があった場合は、課税があっても対象になる可能性があります。